

令和 6 年 6 月 23 日現在

機関番号：32601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01262

研究課題名（和文）法典化と法格言 古代法・スラヴ法・近代西洋法

研究課題名（英文）Legal Maxim and Codification: Ancient law, Slavic law and Modern Western Law

研究代表者

松本 英実 (Matsumoto, Emi)

青山学院大学・法学部・教授

研究者番号：50303102

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、古代法以来の法格言の系譜と近代化の過程で用いられた法格言とを結びつけ、モンテネグロ一般財産法典を素材とすることによって、法典化と法格言の関係を、実証的に、かつ法の実効性担保の観点から明らかにした。古代ギリシア・ローマ法にまで視野を広げることにより、法格言が実行性担保のための必要不可欠な方法であるとみる視点が得られ、この観点から近代法典における慣習法の問題にも新たな視点が切り開かれた。モンテネグロ法典は、法典化すべき法分野と慣習法に委ねるべき分野を区別したうえで、法典化される法の一角に法格言を位置づけるという構造を持っている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

第一に、本研究は法格言規定を素材として、法的問題の言語的側面、言語的問題の法的側面を明らかにする。第二に、スラヴ法研究に関して、従来は社会主義法、ロシア法の研究という比較法的観点から専ら分析されてきたが、本研究はモンテネグロ法典をスラヴ前近代法も視野に入れつつ近代法典化の好例としてこれを分析する。第三に、従来は法格言を法の実効力についての法哲学・法理論的観点から分析した研究は皆無であった。古代ギリシア・ローマ法にまで視野を広げることにより、法格言が実行性担保のための必要不可欠な方法であるとみる視点は新規なものである。この観点から近代法典における慣習法の位置づけにも新たな視点が獲得された。

研究成果の概要（英文）：Legal maxim has a long tradition in Western legal systems. It had an important role in modernization of law, especially in modern codification. A good example is the last part of the General Property Code of Montenegro, a very original civil code promulgated in 1888. To estimate the significance and the role of the modern legal maxims, we analyzed the Montenegrin maxims and compared them not only with the Roman Regulae, but examined them in reference to Greek legal thoughts, represented for example in Plato's Nomoi. Plato thought that written dispositions of law were not effective without voluntary observance of people, which necessitated their education. To connect the education and legal norm, it needed the epitedeumata (nomoi in a larger sense; customs, etc.). The Montenegrin author of the Code carefully distinguished the area of law to be codified (the property law) and that left to the custom. With this limitation, he put the legal maxims to make effective the codified law.

研究分野：法制史

キーワード：法典化 法格言 古代法 スラヴ法 モンテネグロ一般財産法典 ポギシッチ 法言語 慣習法

1. 研究開始当初の背景

法格言ないし法諺 *adage, maxim* は、ローマ法以来の法的な表現であるが、その内容と機能を法の核心的問題として究明する研究はわが国では殆ど見られない。法格言は西洋法伝統の重要な一角をなす法表現であり、我国においても法格言集が編まれるなど西洋法文化の導入の一環として紹介されてきた。しかし一般には、法規範とは異なる「ことわざ」であって、過去には一定の役割を負ったとしても現在ではほぼ役割を終えた付随物である、といった理解しかなされていない。法格言は西洋ではローマ法以来知られているが、近代化にあたっても重要かつ実定的な役割を果たしてきた。近代の諸法典には格言を条文として含むものが複数存在すること（例、カリフォルニア州民法典）がその証左である。古代から現代にいたるまで、法格言の負った法における役割は何か、それが具体的にどのようなものであるかを明らかにすることが求められる。法格言の法的意義を明らかにするためには、一方では、法格言が法において負う機能を明らかにする必要があり、他方では、個々の格言の意味を厳密に理解したうえで、その集合体全体をとらえる必要がある。

2. 研究の目的

本研究は、古代法以来の法格言の系譜と近代化の過程で用いられた法格言とを結びつけることを通じて、法典化と法格言の関係を吟味し、その歴史的な展開と法における意義（特に法の実効性を担保する機能）とを明らかにすることを目的とする。

(1) 本研究では第一に、近代法典に法格言を置いた起草者が「法の実効性担保」を期待したことに基づき、法典化と法の実効性をめぐる思索と実現の試みを古代から近代まで辿る。古代法における法制定・法典化と格言・定式化の関係を探る（プラトン『法律』、ローマ法における法原則（*レグラ*））。

(2) 第二に、法格言の内容面での検討がこれまで十分なされていない近代法典の法格言の内容を考察する。具体的にはモンテネグロ一般財産法典という稀有な近代法典を対象とする。法の伝統的・民衆的表現であるとされる法格言が、法の近代化にとって有した意義を探求する。特に近代スラヴに現れた画期的な法典である「モンテネグロ一般財産法典」（1888年）を取り上げ、その最終章にある法格言を分析する。この規定の背景にはローマ法の伝統と、民族固有法を重視する歴史法学とが存在し、これを法制史的かつ言語学的に検討することによって、近代法典化が包含した法的・言語的問題を具体的に明らかにする。すなわち、法格言規定を素材として、法的問題の言語的側面、言語的問題の法的側面を明らかにする。

3. 研究の方法

近代の法典化における格言の意味と機能を、以下のような問題設定と研究分担において追及する。(1) 古代ギリシア法、ローマ法研究に立脚して、法の実効性担保といかにかかわるか、という観点から法格言の研究を進める（分担者葛西）、(2) スラヴ近代語成立との関係で法典制定を言語学的に分析し、その中で法格言を検討する（分担者三谷）、(3) 法制史・比較法の立場から、とくにフランス語資料・文献に重点を置きながら法格言の分析を進める（代表者松本）。分とくにモンテネグロ法典については、以上の観点をもちより三人共同で法格言翻訳を進める。

4. 研究成果

(1) 古代ギリシア法、ローマ法における慣習法と法表現に関する既存の研究を整理・検討し、規範の一般性を追求する従来の研究とは異なり、蓋然性に基づく法表現と説得という観点から*レグラ*論の再構築を試みた。これをふまえ、プラトン『法律』の所論がモンテネグロ法典に対して及ぼした影響ともちうる意義を測定した。

古代法すなわち古代ギリシア・ローマ法における法格言の問題を考える際に最も重要な資料はプラトンの『法律』及びユスティニアヌス法典（『ローマ法大全』）の*ディゲスタ*（『学説彙纂』）50巻17章（最終章）「様々な*レグラ*（法原則・法格言）について」の二つである。前者は法哲学書のように思われているが、プラトンが考察した、立法者によって制定されるべきあるべき法典である。しかし通常の法典と異なり二部に分けられる。後半は我々が考える「法規範」（公法（行政・裁判組織等）及びいわゆる私法（婚姻制度等））であるが、前半部分は教育である。プラトンによれば法規範はそれ自体としては実効性をもち、市民の自発的遵法精神に大幅に依存する。この精神を涵養するのが教育であり、『法律』の半分は具体的教育実践方法（舞踊、運動、実戦訓練、飲酒マナー等）を説く。問題は教育と法規範を接続させる部分であり、この部分なくしてはいずれも機能しない。プラトンはこれを慣習（広義の*ノモイ*又は *epitedeumata*）と呼ぶ。それは宗教的、儀礼的要素を多分に含んでいる。プラトンは「ペイトー（*peitho*, persuasion, 説得）」を『ノモイ』の基本要件としている。*Peitho* なき *ノモイ*、つまり強制だけの *ノモイ*（これがまさに我々がイメージする法律）は *ノモイ* として不完全であるという。*Peitho* を含む *ノモイ* は「二重の *ノモイ*」として完全であり、「一重の *ノモイ*」=「強制だけの *ノモイ*」は不完全だということである。ここに、法格言の目的の一端が表れている。すなわち、法文（法典

の条文)が実際に機能するためには何が必要かという問題を自覚し、法文を補充するために、わざわざ法格言を儲けているのである。

他方、ローマ法において、ディゲスタ 50 巻 17 章「様々なレーグラについて」は 211 の法文を集めたいわば法原則集である。しかしその内容は多様で、一般原則もあればかなり具体的な内容の法文もある。しかし根底にある考え方は、事例から法原則が生まれるのであり、法原則から法を演繹的に導き出してはならない(同章第一法文)というものである。ここには規範としての法の一般性と、いわゆるカズイスティクな法(判例法的な法)を媒介する考え方が見られ、法典化のもつ危険性への警告となっている。「*regula* というのは、いかなる *res* であるかを簡潔に説明したものである。*Regula* から *ius* が生じると考えるべきではない。*Ius* から *regula* が生まれるのである。それゆえ、*res* の簡潔な説明が *regula* を通じて伝承される。サビーヌスがいみじくも言うように、それは *causa* の(推論)のようなものであって、何か不都合があれば、直ちにその役目を失う。」つまり、法が実際に機能するために事実・現状がどのようになっているか、あるいは現実社会で機能している規範が何か、ということへの注目が見られる。ここには同 50 巻 16 章「ことばのさまざまな意味について」と連続する思想が見られる。多言語・多文化国家たるローマ帝国において帝国統一法としてローマ法を適用する場合における慣習法との相違を考慮した法文がここには置かれている。

(2)「モンテネグロ一般財産法典」については以下の成果が得られた。

モンテネグロ法典第 6 巻第 8 章に規定された 53 か条の法格言について、その改正条文も含めて翻訳を行った。翻訳にあたっては、既存の独、仏、露、西、伊、英語訳を参照した。

法概念の翻訳について、モンテネグロ法典第 6 巻 1~7 章の定義・用語解説と法格言を対照させながら検討した。ボギシッチの起草時既にオーストリア・ハンガリー帝国で『法律政治用語集』(ドイツ語、セルビア語、クロアチア語、スロヴェニア語対照)とそのダルマチア版(イタリア語とスラヴ三語)が存在したが、民衆語を無視した機械的翻訳であった。また、モンテネグロ法典フランス語訳には起草過程から深く交流のあった訳者ダレスト R. Dareste による法典用語とフランス語の対照表が付加されている。これらを検討し、またスラヴ語標準化、国語生成過程と照し合せながら、翻訳と南スラヴ法律用語の成立をたどることを目指した。

法格言が法典内にどのように位置づけられ、起草者 V. ボギシッチの法典化構想の中にどのように位置づけられるかを検討した。ボギシッチは、民法の中でも法典化すべき法分野(財産法)と慣習法に委ねるべき分野(家族法)を区別し、具体的にいかなる事項を法典に入れ、また除くべきかを熟慮した。法格言は、このような峻別を経て法典化された法の一部に包摂されている。ボギシッチはローマ法の伝統である *Institutes* の体系(提要方式)をモンテネグロ法の近代化の要請に即して書き換えているのであり、その体系的な構想の中での法格言の役割と機能を明らかにしなければならないことが明確となった。

上記レーグラ論との関係では、第 992 条「裁判はルールによるのであって例によるのではない」の言語的解明がより詳細に求められる。

(3)申請時、本研究は以下の構想を持って出発した。「モンテネグロ一般財産法典は、事前に周到な慣習法調査を行い、その反映につとめるなど慣習法の法典における扱いに特徴があるが、そのひとつの顕著な表れが法典の最後に置かれた一連の法格言である。同法典の単独起草者ボギシッチは、法典化に際して 2000 項目に及ぶアンケートを作成して各地からの回答を集め、また聞き取り調査を行って、慣習を収集・分析し、これを法典に反映する努力を続けた。歴史法学の唱えるところを最も忠実に実行し現実の法典を作り上げた人物であるといえる。本研究は、このような法典化において慣習法がどのように法格言として言語化されたかを実証的に問う。それは、法と言語が密接であることを唱える歴史法学を具体層において検討することを意味するものでもある。起草者ボギシッチは法典が現実に実施され、普及するための方法として法格言の条文化を位置付けた。複数の方言を前提としてつづ国語が標準化されていく過程のなかで、法典の言語が一般民衆に理解可能なものとなるよう言語的探究を重ね、彼の法典における言語的選択自体が国語形成の一環をなしてもいる。この点に注目し、法格言規定を素材として、法的問題の言語的側面、言語的問題の法的側面を明らかにする。・・・法と言語の関係については、従来ドイツ歴史法学(サヴィニー及びグリム)について法思想的に研究されてきたに止まる。本研究は言語学者と法学者との協働により我が国で初めて実証的・文献学的にこれを行うものである。」しかし、このような企図は、三谷恵子教授のあまりにも早い突然のご逝去により、その途を絶たれた。

三谷教授は、近代語形成過程の考察対象として法言語・法文献は当然に含まれるべきである、と考え、具体的な検討に着手された稀有な研究者であった。その成果は三谷恵子「ヴァルタザール・ボギシッチと法・慣習・言語」(『東京大学草創期とその周辺』東京大学大学院人文社会系研究科、2019 年、206-218 頁)、三谷恵子「近代国家の法における民衆言語 : V. ボギシッチの言語観」(青山ローフォーラム 6 巻 2 号、2018 年、1-19 頁)、ゾーラン・ラショヴィチ著三谷恵子訳「モンテネグロの立法者、ヴァルタザール・ボギシッチ」(青山ローフォーラム 7 巻 2 号、2019 年、47-103 頁)、2019 年度北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター研究プロジェクト「近代南スラヴ地域の法形成と法言語 : 『セルビア民法典(1844)』と『モンテネグロ一般財産法(1888)』の比較研究」などに残され、本研究期間には、Keiko Mitani, Formation of Legal Language in the Nineteenth-century South Slavic Lands and Japan, Montenegrin Academy of Sciences and Arts, International Symposium, Comparative Studies of Civil law between Modern

South Slavic Regions and Japan: Structure, Origin and Language, Scientific Meetings Volume 157 (Department of Social Sciences Volume 53), Podgorica, 2020, p.11-32) を得た。しかし、本研究が計画したスラヴ語・文献学者、古代ギリシア・ローマ法学者、比較法・法制史学者の協働によるモンテネグロ一般財産法典中法格言の翻訳はついに果たされなかった。心より哀悼の意を表するとともに、その学術的な喪失の大きさを痛感する。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計18件（うち査読付論文 9件 / うち国際共著 4件 / うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 松本英実	4. 巻 72号
2. 論文標題 「『法学提要』の近代的書き換え スコットランドとモンテネグロ」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 246 275
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 葛西康德	4. 巻 72号
2. 論文標題 「比較法学史研究の一素材としての『法学提要（The Institutes）』 特に体系と普及に関して」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 163 165
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 葛西康德	4. 巻 72号
2. 論文標題 「コモン・ローにおける『法学提要』の意義 その歴史と現状」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 276 313
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Yasunori Kasai and Emi Matsumoto	4. 巻 -
2. 論文標題 William Ebenezer Grigsby, (1847-1899)---a pupil of Sir Henry Maine and a forerunner of the Mixed Legal System---	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 TOPS 2021 Report---Lecture Materials, Essay & Presentation, Seminar Papers---	6. 最初と最後の頁 421-458
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛西康德	4. 巻 -
2. 論文標題 コモン・ローにおける『法学提要』の意義 - その歴史と現状	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 第72回法制史学会総会・研究大会報告資料集	6. 最初と最後の頁 110-127
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本英実	4. 巻 -
2. 論文標題 法学提要の近代的展開 - - Institutional writersと近代諸法典 - -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 第72回法制史学会総会・研究大会報告資料集	6. 最初と最後の頁 101-109
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本英実	4. 巻 -
2. 論文標題 フランス古法の世界ーpratiqueによる法創造ー	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 岩村正彦・大村敦志・斎藤哲志編『現代フランス法の論点』	6. 最初と最後の頁 3-34
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛西康德 / ゲーアハルト・チュール	4. 巻 -
2. 論文標題 ギリシア人の法と裁判	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 葛西康德・V. カッツァート編『古典の挑戦』(知泉書館)	6. 最初と最後の頁 417-436
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 アーネスト・メッツガー著、葛西康德訳	4. 巻
2. 論文標題 ローマ人の法と法律家	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 葛西康德・V. カッツアート編『古典の挑戦』（知泉書館）	6. 最初と最後の頁 437-461
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 ロバート・パーカー著、葛西康德訳	4. 巻 -
2. 論文標題 ギリシア教	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 葛西康德・V. カッツアート編『古典の挑戦』（知泉書館）	6. 最初と最後の頁 463-491
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 葛西康德	4. 巻 -
2. 論文標題 妥協するギリシア人	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 葛西康德・V. カッツアート編『古典の挑戦』（知泉書館）	6. 最初と最後の頁 493-532
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Keiko Mitani	4. 巻 157/ 53
2. 論文標題 Formation of Legal Language in the nineteenth-century South Slavic Lands and Japan	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Comparative Studies of Civil Law between Modern South Slavic Regions and Japan: Structure, Origin and Language	6. 最初と最後の頁 11-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Yasunori Kasai	4. 巻 157/ 53
2. 論文標題 Bogisic and 'Ancient Law'	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Comparative Studies of Civil Law between Modern South Slavic Regions and Japan: Structure, Origin and Language	6. 最初と最後の頁 93-121
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Emi Matsumoto	4. 巻 157/ 53
2. 論文標題 Bogisic and his Unrewarded Contribution to the Modern Japanese Civil Code	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Comparative Studies of Civil Law between Modern South Slavic Regions and Japan: Structure, Origin and Language	6. 最初と最後の頁 123-163
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本英実	4. 巻 69号
2. 論文標題 ミクスト・リーガル・システムと法制史	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 75-83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 葛西康德	4. 巻 69号
2. 論文標題 ジョン・ケアンズ教授およびトーマス・ベネット教授の略歴 - - 本シンポジウムの経緯説明を兼ねて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 84-88
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 葛西康德	4. 巻
2. 論文標題 衡平	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 小川浩三・松本尚子・宮坂渉編『キーコンセプト法学史――ローマ法・学識法から西洋法制史を拓く』ミネルヴァ書房	6. 最初と最後の頁 67-77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本英実	4. 巻 -
2. 論文標題 混合法	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 小川浩三・松本尚子・宮坂渉編『キーコンセプト法学史――ローマ法・学識法から西洋法制史を拓く』ミネルヴァ書房	6. 最初と最後の頁 49-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計16件 (うち招待講演 10件 / うち国際学会 11件)

1. 発表者名 松本英実
2. 発表標題 「ボワソナードとボギシッチ：モンテネグロ一般財産法典をめぐる」
3. 学会等名 民法史研究会 (Zoom) (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yasunori Kasai
2. 発表標題 The Greeks on compromise---Before and After the judgment (verdict), with special reference to Plato's Nomoi
3. 学会等名 Cambridge Ancient History Seminar (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yasunori Kasai
2. 発表標題 The Greeks on Compromise, Before and After the Judgment (Verdict), with special reference to Plato's Nomoi,
3. 学会等名 Bristol Classical Seminar (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yasunori Kasai
2. 発表標題 The Greeks on Compromise, (even) in Greek tragedy
3. 学会等名 Reception of Greek Tragedy, Oxford, Classics Centre (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yasunori Kasai
2. 発表標題 The Greeks on Compromise, (even) in Greek tragedy, with special reference to Aeschylus' Eumenides
3. 学会等名 Zurich (in memory of Walter Burkert 1931-2015), 2022.5. 6 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yasunori Kasai
2. 発表標題 The Philological Disciplines in Japan: An Overview
3. 学会等名 World Philology Union, Oslo Conference (1 December 2021) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yasunori Kasai
2. 発表標題 The Greeks on Compromise, Before and After the Judgment (Verdict), with special reference to Plato's Nomoi
3. 学会等名 Cambridge Ancient History Seminar (7 March 2022) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yasunori Kasai and Emi Matsumoto
2. 発表標題 William Ebenezer Grigsby, (1847-1899)---a pupil of Sir Henry Maine and a forerunner of the Mixed Legal System---
3. 学会等名 7th Tokyo-Cambridge Law and Humanities Seminar 2021 (28 August 2021) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 葛西康德
2. 発表標題 コモン・ローにおける『法学提要』の意義 - その歴史と現状
3. 学会等名 第72回法制史学会総会・研究大会 (同志社大学) (2021/11/7)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 松本英実
2. 発表標題 法学提要の近代的展開 - - Institutional writersと近代諸法典 - -
3. 学会等名 第72回法制史学会総会・研究大会 (同志社大学) (2021/11/7)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 葛西康德
2. 発表標題 衡平
3. 学会等名 トピック法学史研究会 (2021年9月18日)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 松本英実
2. 発表標題 混合法
3. 学会等名 トピック法学史研究会 (2021年9月18日)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Emi Matsumoto
2. 発表標題 Valtazar Bogisic (1834-1908) and Gustave Boissonade (1825-1910)
3. 学会等名 Seminario di storia del diritto, Dipartimento di Giurisprudenza, Universita degli Studi di Palermo (2023/6/12) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yasunori Kasai
2. 発表標題 Greeks on compromise
3. 学会等名 Seminario di storia del diritto, Dipartimento di Giurisprudenza, Universita degli Studi di Palermo (2023/6/12) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yasunori Kasai
2. 発表標題 The Greeks on Compromise, Before and After the Judgment (Verdict), with special reference to Plato's Nomoi
3. 学会等名 Seminario, Dipartimento di Filologia, Letteratura e Linguistica, Università di Pisa (2023/6/20) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 松本英実
2. 発表標題 「人の法」を作らなかった二人の比較法学者ーボワソナードとボギシッチ
3. 学会等名 「ボワソナードと日本法、そして比較法の将来」(日仏会館、日仏文化講座)2023年7月1日(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 葛西康德	4. 発行年 2023年
2. 出版社 Bibliotheca Wisteriana	5. 総ページ数 271
3. 書名 文化転移ー混合・普及・界面ー(新版)	

1. 著者名 葛西康德、ヴァネッサ・カツアート	4. 発行年 2021年
2. 出版社 知泉書館	5. 総ページ数 592
3. 書名 古典の挑戦	

1. 著者名 岩村 正彦、大村 敦志、齋藤 哲志	4. 発行年 2021年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 432
3. 書名 現代フランス法の論点	

1. 著者名 葛西康德	4. 発行年 2022年
2. 出版社 Bibliotheca Wisteriana	5. 総ページ数 272
3. 書名 文化転移－混合・普及・界面－（新版）	

1. 著者名 Rasovic, Mitani, Kasai, Matsumoto and Cicmil (eds.)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Montenegrin Academy of Sciences and Arts	5. 総ページ数 272
3. 書名 Comparative Studies of Civil Law between Modern South Slavic Regions and Japan: Structure, Origin and Language	

1. 著者名 葛西康德編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Bibliotheca Wisteriana	5. 総ページ数 336
3. 書名 Libri Juridici Jacobus Goyeri---A Preliminary Study---(p. 257 - 300) 『藤花のたわむれ 久保正彰先生の卒寿を祝して』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	三谷 恵子 (Mitani Keiko) (10229726)	東京大学・大学院人文社会系研究科(文学部)・教授 (12601)	
研究分担者	葛西 康徳 (Kasai Yasunori) (80114437)	東京大学・大学院人文社会系研究科(文学部)・名誉教授 (12601)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
英国	St John's College, Cambridge	King's College, Cambridge		
モンテネグロ	Montenegrin Academy of Sciences and Arts			
イタリア	Universita degli Studi di Palermo	Universita di Pisa		